資料１

治療と就業の両立支援の推進に関する検討会　開催要綱

１　目的

疾病を抱える労働者が、就業を断念することなく、治療を受けながら働き続けることができるよう、改正労働施策総合推進法（令和７年法律第 63 号）により、令和８年４月から、事業主に対し、治療と就業の両立を支援するための取組が努力義務化された。

厚生労働省においては、事業主等の両立支援の取組を促進するため、治療と就業の両立支援指針（令和８年厚生労働省告示第 28 号）を制定し、周知啓発、制度導入支援等に取り組んでいる。

このような中、「治療と就業の両立支援の推進に関する検討会」は、治療と就業の両立支援の進捗状況のフォローアップ、制度の運用のあり方の点検及び必要な改善等について検討を行う。

２　検討事項

（１）　治療と就業の両立支援の推進に向けた諸課題について

（２）　その他関連する事項について

３　構成

（１）　本検討会は、厚生労働省労働基準局安全衛生部長が、別紙の構成員の参集を求めて開催する。

（２）　本検討会には座長を置き、議事を整理する。

（３）　座長は、座長代理を指名することができる。

（４）　本検討会には、必要に応じて別紙の構成員以外の関係者の出席を求めることができる。

４　運営

（１）　本検討会の会議資料及び議事録は、原則として公開するものとする。ただし、座長が検討会の運営上必要と認める場合は、この限りではない。

（２）　本検討会の庶務は、厚生労働省労働基準局安全衛生部労働衛生課が処理する。

５　補足

この要綱に定めるほか、本検討会の運営に関し必要な事項は、会議において定める。

〈別紙〉

治療と就業の両立支援の推進に関する検討会　構成員名簿

伊藤　直人	株式会社小松製作所 健康増進センタ　副所長
漆原　　肇	日本労働組合総連合会　雇用対策局長
江口　　尚	産業医科大学産業生態科学研究所産業精神保健学研究室 教授
金子　善博	独立行政法人労働者健康安全機構 本部産業保健研究ディレクター
近藤　明美	近藤社会保険労務士事務所 代表
砂原　和仁	一般社団法人日本経済団体連合会 労働法規委員会労働安全衛生部会労災保険 WG 座長
辻本　由香	つじもと FP 事務所　代表 一般社団法人全国がん患者団体連合会　監事
東　　敏昭	（株）産業医大ソリューションズ特別顧問 産業医科大学　名誉教授　顧問　元学長
松岡かおり	公益社団法人日本医師会 常任理事

臨時構成員

川勝　弘之	公益社団法人日本脳卒中協会　副理事長
米澤　敦子	日本肝臓病患者団体協議会　代表幹事

（五十音順：敬称略）